

↳ 繰延資産って？

Q : 繰延資産って何ですか？商法上と税務上があると聞きますが。

A : 繰延資産は、将来の期間に影響する特定の費用です。

【解説】

繰延資産は、本来は費用なのですが、将来の期間に影響する特定の費用なので、次期以後の期間に配分するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載するものです。

したがって、商法では、投資家保護の観点から資産性がほとんどないこの繰延資産を、3年もしくは5年以内の決算で均等額以上の早期償却をすべしとし、項目も創業費、建設利息、開業費、試験研究費、開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金の8項目に限定しています。

これに対して、税法では、課税の公平を目的としていますので、商法上の8つの繰延資産だけでなく、次のものも繰延資産として取り扱うこととし、それぞれに償却期間を定めています。

- ① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
- ② 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料、その他の費用
- ③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
- ④ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
- ⑤ ①から④までの費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

